○内閣府令・厚生労働省令第一号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第一項第一号及び第三号並びに第八項並びに第五十八条の五第一項第一号の二、第六号及び第八号、第二項第二号並びに第六項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
厚生労働大臣　長妻　昭

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第五号中「（以下「連合会」という。）」を削り、同項第六号中「連合会」を「労働金庫連合会」に改め、同条第八項中「連合会」を「労働金庫連合会」に改める。

第四十四条（見出しを含む。）中「連合会」を「労働金庫連合会」に改める。

第四十五条第一項第一号中「第五十八条の五第一項第一号」の下に「及び第一号の二」を加え、同条第二項第三号中「第十七条の二第三項第三号」を「第十七条の二第四項第三号」に、「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に改め、同条第五項第一号及び第一号の二中「第一号の四」を「第一号の五」に改め、同項第一号の四及び第一号の五を次のように改める。

一の四　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

一の五　信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

第四十五条第五項第九号及び第十号を次のように改める。

九　資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十　削除

第四十五条第八項中「連合会」を「労働金庫連合会」に改め、同条第十項第一号中「及び第二号又は第五十八条の五第一項第六号及び第七号」を「若しくは第二号又は第五十八条の五第一項第一号の二、第六号若しくは第七号」に、「連合会」を「労働金庫連合会」に、「及び第四号」を「、第四号及び第四号の二」に改め、同項第三号中「第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第五号」を「第五十八条の五第一項第一号及び第四号から第五号まで」に改め、同項第四号中「から第四号まで」を「及び第二号から第四号の二まで」に改め、同項第五号から第七号まで中「連合会」を「労働金庫連合会」に改める。

第四十七条第一項第五号中「連合会」を「労働金庫連合会」に改める。

第五十一条の見出し中「連合会」を「労働金庫連合会」に改める。

第五十一条の五第二項第七号に規定する」を削り、「第四十五条第五項第三十五号」を「同項第三十五号」に改め、「法第五十八条の五第二項第八号に規定する」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項第三号中「、法第五十八条の五第二項第七号に規定する」を削り、「第四十五条第五項第三十五号」を「同項第三十五号」に改め、「法第五十八条の五第二項第八号に規定する」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十八条の五第一項第一号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　第四十五条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として労働金庫連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二　第四十五条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等（法第五十八条の五第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、第四十五条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等（法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

第五十二条、第九十六条、第九十七条、第百三条及び第百十三条中「連合会」を「労働金庫連合会」に改める。

附　則

この命令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第一号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
農林水産大臣　赤松　広隆

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第三号中「第十七条の二第三項第三号」を「第十七条の二第四項第三号」に、「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に改める。

第三十四条の見出し中「証券専門会社等」を「専門子会社」に改め、同条第十項中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項第四号中「法第十一条の四十七第一項第五号及び第六号」を「法第十一条の四十七第一項第一号の二、第五号又は第六号」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項第三号中「第十七条の二第三項第三号」を「第十七条の二第四項第三号」に、「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「第十一条の四十七第一項第一号」の下に「又は第一号の二」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項第三号中「法第十一条の四十七第二項第六号に掲げる信託子会社等をいう。次項第五号、次条第二項第二十七号及び第二十八号において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十一条の四十七第一項第一号の二の主務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　次条第一項各号に掲げる業務であって、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として農業協同組合連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むもの

二　次条第二項各号に掲げる業務（同項第二十一号から第二十五号までに掲げる業務については証券子会社等（法第十一条の四十七第二項第五号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務については信託子会社等（法第十一条の四十七第二項第六号に規定する信託子会社等をいう。次項第三号、第三項第五号並びに次条第二項第二十七号及び第二十八号において同じ。）を有する場合に限る。）